

1. 前文について

【山本委員】

- ・前文に記載の、3つの法律の順番に意味があるのか、高知市は施行順となっている。
- ・人権問題、同和問題に関する事例が、10年ほど出ていない。
- ・条例を制定する立法事実が示されていない — 条例を制定する合理性
人権侵害の実態について、科学的データが示されていない。

【高橋委員】

- ・高知市の人権条例に似ている。
- ・前文は、条例を制定する目的を理解するために必要であるが、長い。
いかに人権を守れるまちか、ということを前面に出すべき。

【坂本委員】

- ・子どもたちが人権を学ぶときに見るのが前文であり、10段目の記述が重要。
10段目の「社会の動きに合わせて」とあるが、合わせていくのか、推進するのか。
世の中を牽引していく役割を四万十町が担うかどうか。
- ・「思いやりを大切にし、住民一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らせる・・・」とあるが、
これが実現できるまちづくりとはどういう町づくりか、子どもたちにわかる言葉で表現できたらよい。

【森野委員】

- ・子どもたちのいじめについて、インターネットの中傷による弊害についても触れてほしい。

【伊賀委員】

- ・前文が長いので、要点をまとめる。
- ・今日、いくつもある人権問題を、どう集約（まとめ）して表現するか。
- ・前文は、多少抽象的であっても、理想を述べるのが大切ではないか。

【委員長】

- ・前文の記述は、長くて要領を得にくい。

2. 条例本文について

【山本委員】

- ・行政が、町民の内心の自由に踏み込むことがあってはならない
- ・人権を町民の心の問題に矮小化している
- ・人権の名のもとに、町民の発言や行動が押さえられかねない危険性
- ・町民の基本的な人権が保障される豊かな町行政こそが必要
- ・多様な意見、異なった意見が反映できる「審議会」の設置を

【高橋委員】

- ・分かりやすくする、やさしい日本語バージョンを作るのも一つの手ではないか

- ・ 条例案では、人権を踏みにじってきたのは町民と事業者のせいと聞こえなくもなく、町民や事業者に対する条例にもみえる。町自身が、これまでの反省を踏まえ、この条例に沿って取り組む姿勢が見える文言にする。
- ・ 施策の推進、教育及び啓発の推進は、行政の努力義務だけではなく、もう一步踏み込んだ内容で、具体的に何をするのか、わかるものに
- ・ 審議会の委員の選任、運営を民主的にを行うことを担保するように明記する
- ・ 他の市町村で、やさしい言葉で条例を作っている例があるので、参考に。
- ・ 教員が持っている小学生向けの啓発本を参考に、やさしい日本語の記述を学ぶ。

【森野委員】

- ・ 審議会について、高橋委員の意見と同じ。
- ・ 条例は、子どもが読んでもわかるような、やさしい言葉にしてほしい。
- ・ 関係機関という言葉でひとまとめにしているが、具体的に記述するとよいのではないか。

【秋田委員】

- ・ 条例の文言をやさしい言葉にして、だれにでもわかりやすく、親しみやすいものを希望する。
- ・ 町民や事業者が束縛される感じがする。
- ・ 審議会の委員については、充て職で選任される方もいる。適材適所の選任をお願いする。

【委員長】

- ・ 条例の文脈が、行政用語で理解しにくい。小学生から高齢者まで、簡単に意味を理解できるような文章に。

3. その他

【高橋委員】

- ・ 日本国憲法で、基本的人権を守ること、差別がおきてはいけないということが基本にあり、町が条例を制定することが「内心の自由にふれる」、という山本先生（窪川支部）の意見は違うのではないか。

【森野委員】

- ・ 窪川支部は、役員会を開催して検討し、提案もしている。十和支部も、役員だけでも集まり、意見を聴いてはどうか。

【委員長】

- ・ できれば、役員だけでもかまわないので、各支部で協議していただきたい。